

医療法人社団東華会等にかかる債権の弁済受領について

2015年12月18日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、機構が保有する下記の再生支援対象事業者にかかる債権全額の弁済受領を行うこととしましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

医療法人社団東華会（以下「東華会」という。）及び有限会社東華医療設備

注：有限会社東華医療設備については、事業再生計画に沿った東華会への事業資産の集約等を完了したため、特別清算手続の申立てを行い、2014年3月29日、同手続は終了しております。

2. 経緯

機構は、2013年5月30日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、以下「法」という。）第25条第4項の規定により、上記再生支援対象事業者に対する再生支援決定を行いました。同年8月2日、法第28条第1項の規定による債権の買取決定を行い、同年9月26日、同決定に基づき、予め定められた事業再生計画に沿って、関係金融機関等から東華会に対する債権の買取りを行いました。

その後、再生支援対象事業者の事業再生を進めた結果、その再生に一定の目処が立ったことから、本日、機構が保有する全ての債権について弁済受領することを決定するに至りました。

なお、本決定を受けて、12月中に債権の弁済受領が完了する予定です。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の信用を維持・改善するなど、その再建に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上